

■紋別市民会館 料金表

使用・料金区分		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	定 員 他	面積 (㎡)
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時		
大ホール	平 日	基本使用料	11,700	18,200	26,000	50,700	固定席 880席 間口 16.2m 高さ 7.2m	785.0
		暖房料	9,360	14,560	20,800	40,560		
	土・日祝	基本使用料	14,300	22,100	32,500	61,100		
		暖房料	11,440	17,680	26,000	48,880		
楽屋	1号室	基本使用料	800	1,000	1,200	2,400	鏡 3 面	17.0
		暖房料	640	800	960	1,920		
	2号室	基本使用料	800	1,000	1,200	2,400	鏡 9 面	30.0
		暖房料	640	800	960	1,920		
	3号室	基本使用料	800	1,000	1,200	2,400	鏡 7 面	25.0
		暖房料	640	800	960	1,920		
浴室	基本使用料	1,200	1,900	2,400	3,100		3.7	
	暖房料	960	1,520	1,920	2,480			
会議室	基本使用料	2,000	2,400	3,200	6,200	60名	105.0	
	暖房料	1,600	1,920	2,560	4,960			
小ホール	平 日	基本使用料	4,700	6,200	7,800	15,600	椅子のみ 500席 机と椅子 350席	410.0
		暖房料	3,760	4,960	6,240	12,480		
	土・日祝	基本使用料	6,000	8,000	10,100	20,300		
		暖房料	4,800	6,400	8,080	16,240		
パントリー	基本使用料	1,400	1,400	1,400	4,200			
	暖房料	1,120	1,120	1,120	3,360			
控室	基本使用料	1,000	1,600	2,200	4,400	15名	27.0	
	暖房料	800	1,280	1,760	3,520			
結婚式場	基本使用料	1,600 円/時間						
	暖房料	1,280 円/時間						

※大ホール・小ホールを利用する場合は、別途附属施設及び備付物品使用料がかかります。

■紋別市中央公民館 料金表

使用・料金区分		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	定 員 他	面積 (㎡)
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時		
和室	基本使用料	1,600	2,200	2,600	5,600	32.5畳	105.0	
	暖房料	1,280	1,760	2,080	4,480			
研修室	1号室	基本使用料	1,000	1,200	1,600	3,100	円卓27名	50.0
		暖房料	800	960	1,280	2,480		
	2号室	基本使用料	1,000	1,200	1,600	3,100	30名	55.0
		暖房料	800	960	1,280	2,480		
料理講習室	基本使用料	2,400	3,100	4,000	7,800	実習台 6 台 教師用 1 台	51.0	
	暖房料	1,920	2,480	3,200	6,240			
展示ホール	基本使用料	1,200	1,600	1,900	3,700		108.0	
	暖房料	960	1,280	1,520	2,960			

1 使用時間について

使用時間には、会場の準備から後始末などに要する時間を含んでいます。

なお、午前と午後、午後と夜間をとおして使用する場合は、それぞれの使用料の合算した額とします。

2 割増使用料について

入場料又はこれに類するものを徴収し、公演等を行う場合で、次の各号に該当する場合の使用料は、公演等を行う時間帯の基本使用料に次の割合で乗じた額（割増使用料）を加えた額とします。なお、入場料等が複数定められている場合は、その最高額を基準として割増使用料を算定します。

(1) 入場料 501円～1,000円まで 基本使用料の 100%

(2) 入場料 1,001円～2,000円まで 基本使用料の 150%

(3) 入場料 2,001円以上 基本使用料の 200%

なお、商品の宣伝、展示、即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料の50%を加えた額とします。

3 暖房料（基本使用料の80%）について

冬期間（11月1日から翌年4月30日まで）は、暖房料がかかります。また、これ以外の時期でも暖房を使用する場合は、暖房料がかかりますので、あらかじめご相談ください。（金額は上表をご参照ください。）

4 時間超過について

時間区分を超えて使用するときは、超過1時間（1時間未満は1時間とする）について、許可を受けた時間区分の次の区分の使用料（22時以降にわたるときは、夜間の使用料）の30%を割増（超過）料としていただきます。（附属施設及び備付物品使用料、暖房料も同様です。）

5 練習等の使用料

大ホールでの練習及び準備等のため舞台のみを使用するときは、基本使用料（附属施設及び備付物品使用料を含む）の30%の料金で使用することができます。

6 その他

楽屋は、大ホール使用に関連する場合に限り使用することができます。